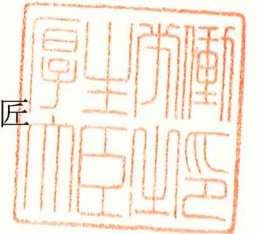




厚生労働省発生食0829第5号
令和元年8月29日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第1条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第8条第1項、改正法附則第11条第2項及び同法附則第23条による改正後の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

改正法による改正後の法第8条第1項に基づき、次に掲げる成分又は物を、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として厚生労働大臣が指定すること。

- 1 プエラリア・ミリフィカ
- 2 ブラックコホシュ
- 3 コレウス・フォルスコリー
- 4 ドオウレン

